

## 浜松市建設工事等一般競争入札心得

### (目的)

第1条 浜松市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、浜松市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、契約書案、設計書、仕様書、図面、現場説明（机上説明を含む。以下同じ。以下「設計図書等」という。）等の必要な条件を承諾のうえ、この入札心得の定めるところにより、競争入札に参加するものとする。

### (競争入札への参加)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札の公告（以下「公告」という。）の指定期日までに、必要書類を添えて一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 競争入札に参加できる者は、公告に示した参加資格条件を満たし、市長から参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）とする。

### (入札等)

第3条 入札参加者は、市指定の入札書を作成、封かんのうえ、表面に「第〇〇号〇〇〇〇工事（委託）入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載し、公告に示した指定日時に指定場所の入札函に投入すること。ただし、電子入札の場合は、公告に示した日時までに電子入札システムにより提出すること。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 入札参加者（代理人を含む。）は、入札書に使用する印鑑を持参すること。

### (入札保証金)

第4条 入札保証金は、公告に記載のとおりとする。

### (入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次の方法により入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出する。ただし、電子入札の場合は、電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出るものとする。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出する。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

#### (入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札（電子入札の場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札等）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) 入札に際して不正の行為があつたと認められる入札
- (11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

#### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ね

ている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(12) 設計図書等に示した条件等、競争入札に関する条件に違反した入札

2 前項の規定による入札の無効に対しては、異議の申立てができない。

#### (入札金額)

第9条 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を記入すること。この場合、記入する金額は、千円未満を丸めること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記入された当該金額の 100分の10 に相当する額を、当該金額に加算した金額をもって落札価格とする。

#### (落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、電子入札の場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にクジを引かせて落札者を定める。電子入札の場合は、電子入札システムによりクジ引きを行う。この場合、クジを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にクジを引かせる。

2 最低制限価格を設定する入札においては、最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。調査基準価格を設定する入札においては、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、落札の決定を保留とし、調査のうえ落札者を決定する。

3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となる案件の場合は、前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けないものとする。

#### (再度の入札)

第11条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。電子入札の場合は、速やかに再度の入札を行う。ただし、予定価格を入札執行前に公表したときは再度の入札は行わない。

2 前項の規定による再度の入札には、第1回目の入札において、次の各号の一に該当した者は参加できない。

(1) 入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者

(2) 第8条第1項の規定による無効の入札を行った者及び第10条の規定により失格となった者

3 再度の入札の結果、落札者がいない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低の価格の入札を行った者から、2回を限度として見積書を徴取する。

#### (落札の取消)

第12条 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消す。

- (1) 落札者が指定の期限内に契約を締結しないとき
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めるとき
- (3) 落札者が入札資格に欠け又は欠けたことを発見したとき
- (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき
- (5) 落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき

**(契約の保証)**

第13条 落札者は、契約の締結に際し、契約の保証として次のいずれかを選択するものとする。ただし、建設工事関連業務委託の場合は契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行、市長が確実と認めるその他の金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険の締結（定額てん補方式に限る。）

**(契約の締結)**

第14条 落札者は、落札の申し渡しを受けた日から7日以内に契約を締結すること。（市議会の議決を経てから本契約を締結するものにあつては、仮契約の締結とする。以下同じ。）ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、期間の延長をすることがある。

（同一工事入札参加者間の下請負の禁止）

第15条 元請負人は、市長が特別の必要があると認めただけを除き、同一工事に係る入札の参加者を当該工事の下請負人にしてはならない。

**(異議の申立て)**

第16条 入札参加者は、入札後、関係法令、規則及びこの心得並びに設計書、仕様書、図面及び現場の不明等を理由として、異議の申立てをすることはできない。

**(総合評価落札方式に関する特例)**

第17条 令167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札案件の場合は、公告によりその旨を明記するものとする。

2 前項の場合は、第10条の規定に替えて、浜松市総合評価落札方式による競争入札要領（以下「要領」という。）第12条の規定又は浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領第5条の規定及び浜松市低入札価格取扱要領第5条の規定を適用する。

3 第1項の場合でくじにより落札者を決定する場合は、浜松市電子運用基準第8項の2の規定に替えて、要領第12条第3項の規定又は浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領第5条第1項の規定を適用する。